

船舶事故調査報告書

令和5年4月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年8月11日 07時40分ごろ
発生場所	福井県若狭町常神岬 <sup>つねがみ</sup> 南方沖 常神岬灯台から真方位195° 1,200m付近 (概位 北緯35° 37.6′ 東経135° 48.8′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年9月13日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.5m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、漂泊して釣りをを行い、潮上りの目的で航行中、右舷船首方からの波を乗り越える際、海水が右舷方から乾舷を越えて船尾部に流入し、船尾部が水没して転覆した。</p> <p>本船は、船首部、中央部及び船尾部に三分割されるミニボートで、操縦者は船尾に座って船外機を操作し、同乗者は中央に座っていた。</p> <p>操縦者及び同乗者は、転覆後、本船の両舷から外れたフロートにつかまり、操縦者が防水型の携帯電話で118番通報した後、近くにいた漁船に救助された。</p> <p>本船は、漁船により近くの港にえい航され、陸揚げされた。</p> <p>操縦者及び同乗者は、本事故当時、ベスト型の救命胴衣を着用していた。</p> <p>操縦者は、出航前に天気予報を見て、本事故当日は、天気は悪くならず風も強くない予報を確認していたが、漂泊して釣りを行っていた時に波が高くなっていったと感じていて、波が高い時に航行しなければ良かったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、しだいに波が高くなっていった中航行を続けたことから、右舷船首方からの波を乗り越える際、海水が乾舷を越えて船尾部に流入し、船尾部が水没して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、しだいに波が高くなっていった中航行を続けたため、右舷船首方からの波を乗り越える際、海水が乾舷を越えて船尾部に流入し、船尾部が水没して転覆したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ミニボートの操縦者は、ミニボートの乾舷が小さく海水が流入しやすいことに注意し、波が高くなる前に帰航すること。</li></ul>
--------------	--